

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)」第 15 条第 3 項の規定に基づき、米子新体育館整備等事業に係る事業契約の内容を公表する。

令和 6 年 5 月 2 日

米子市長 伊木 隆司

1 公共施設等の名称及び立地

米子新体育館（米子アリーナ）及び東山公園、米子市東山体育館、米子市営弓道場、米子市営東山陸上競技場、米子市民球場、米子市営東山スポーツ広場、米子市営東山球技場、米子市営東山庭球場、東山公園駅休憩舎、東山公園内屋外トイレ、米子市民体育館、米子市営東山補助グラウンド

鳥取県米子市東山町 106 番地 4 外

2 選定事業者の商号又は名称

鳥取県米子市昭和町 25 番地

がいな S Y A パートナーズ株式会社

3 公共施設等の整備等の内容

本事業は、特定事業として、選定事業者が米子市民体育館及び米子市営東山補助グラウンドの解体撤去、米子新体育館の設計・建設を行った後、その所有権を市及び県に移転したうえで、米子新体育館と公園内既存体育等施設を一体的に維持管理業務・運營業務等を行う BT0 (Build-Transfer-Operate) 方式とする。

4 契約期間

令和 6 年 3 月 21 日（米子市議会において本契約締結に係る議案について承認がなされた日）から令和 24 年 3 月 31 日まで

5 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事項に関する主な事業契約の内容は、事業契約書における以下の条項のとおりである。

第 9 章 本契約の解除及び終了に関する事項

第 1 節 解除権等

(市の解除権等)

第 97 条. 市は、次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合には、本契約の全部又は一部を解除するとともに、必要に応じて PFI 事業者への指定管理者の指定を取り消すことができる。

一 PFI 事業者に関して、特定調停、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始その他これに類似する倒産手続開始の申立て（日本国外における同様の申立てを含む。）があったとき、PFI 事業者の取締役会若しくはその他の権限ある機関で当該申立てを決議したとき又はこれらの手続が開始されたとき。

二 PFI 事業者が解散の決議を行い、又は解散命令を受けたとき。

三 PFI 事業者が本事業の全部又は一部の遂行を放棄し、30 日間以上当該状態が継続したとき。

四 PFI 事業者が電子交換所の取引停止処分を受けたとき。

五 PFI 事業者が、本契約上の義務の履行に重大な影響を及ぼす、又は及ぼす可能性のある法令等の違反をしたとき。

六 PFI 事業者の責めに帰すべき事由により、本契約上の PFI 事業者の義務の履行が不

能となったとき。

- 七 本契約に関し、構成員が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。その後の改正を含み、以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は構成員が構成 PFI 事業者である PFI 事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反するとして、独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）があり、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消されたときを含む。）。
 - 八 本契約に関し、公正取引委員会が構成員のいずれかの者又は構成員が構成事業者である事業者団体に違反行為があったとして独占禁止法第 49 条の規定による排除措置命令を行い、当該命令が確定したとき。
 - 九 本契約に関し、公正取引委員会が構成員のいずれかの者又は構成員が構成事業者である事業者団体に違反行為があったとして独占禁止法第 62 条第 1 項による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が確定したとき。
 - 十 本契約に関し、構成員のいずれかの者若しくはその役員若しくは使用人が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法 198 条による刑が確定したとき、又は構成員若しくは構成員が構成事業者である事業者団体について、独占禁止法第 89 条第 1 項第 2 号に該当して有罪の判決を受け、当該判決が確定したとき。
 - 十一 基本協定書第 4 条第 3 項の規定に従って本事業の優先交渉権者が市に対して差し入れた、基本協定書別紙の様式による出資者誓約書に規定されたいずれかの構成企業につき、表明し、若しくは保証した内容のいずれかが真実若しくは正確でなかったとき、又はいずれかの構成企業が当該構成企業の責めに帰すべき事由により同誓約書に規定されたいずれかの誓約に違反したとき。
 - 十二 引き渡された新体育館に契約不適合がある場合において、その不適合が当該新体育館を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
 - 十三 PFI 事業者が新体育館又は体育施設整備業務の成果物の完成債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 十四 PFI 事業者の事業契約書等に基づく債務の一部の履行が不能である場合又は PFI 事業者が事業契約書等に基づく債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - 十五 事業契約書等の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、PFI 事業者が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - 十六 前各号に掲げる場合のほか、PFI 事業者がその債務の履行をせず、市が相当の期間を定めて催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき（正当な理由なく、第 76 条第 1 項に基づく履行の追完がなされないとき（同条に定める請求等が可能な場合に限る。）を含む。）。
 - 十七 PFI 事業者が、第 99 条によらないで本契約の解除を申し出たとき。
 - 十八 PFI 事業者が、本事業の実施において要求水準を達成できず、かつ、改善措置を講じても要求水準を達成することができないとき。
 - 十九 前各号に掲げる場合のほか、PFI 事業者の責めに帰すべき事由により PFI 事業者が本契約に違反し、又は本契約上の PFI 事業者の重大な義務を履行しなかったとき。
- 2 市は、PFI 事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 一 役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5

- 年を経過しない者をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
- 二 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - 三 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められるとき。
 - 四 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - 五 前各号に該当するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められるとき。
 - 六 第19条第5項若しくは第6項に違反し、又は市による同条第7項に基づく解除対象契約の解除の求めに直ちに応じなかったとき。
- 3 市は、前2項の場合において、本契約の全部を解除する代わりに次の各号に定めるいずれかの措置をとることができる。この場合において、PFI事業者は、市が被った損害を賠償しなければならない。
- 一 市は、出資者をして、PFI事業者の全株式（潜在株式を含む。）を、当該時点において市が承諾する第三者（PFI事業者に融資する者が選定し、市が承諾した第三者を含む。）に譲渡させる。
 - 二 市は、PFI事業者をして、本事業に係るPFI事業者の本契約上の地位を、当該時点において市が選定した第三者（PFI事業者に融資する者が選定し、市が承諾した第三者を含む。）に譲渡させる。この場合、市は、必要に応じてPFI事業者への指定管理者の指定を取り消すことができる。

（市の任意による解除）

第98条. 市は、本事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合又はその他市が必要と認める場合には、180日以上前にPFI事業者にもその理由を書面にて通知することにより、本契約の全部又は一部を解除するとともに、必要に応じてPFI事業者への指定管理者の指定を取り消すことができる。

（PFI事業者の解除権）

第99条. PFI事業者は、次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合には、本契約を解除することができる。当該解除がなされた場合、市は、必要に応じてPFI事業者への指定管理者の指定を取り消すものとする。

- 一 第35条により本件工事の中断期間が工期の10分の5（工期の10分の5が180日を超える場合には、180日）を超えたとき。ただし、中断が工事の一部のみの場合には、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後90日を経過しても、なおその中断が解除されないとき。
- 二 市が本契約に従って支払うべき事業費を、支払期限到来後60日を過ぎても支払わないとき。
- 三 市が本契約に違反し、PFI事業者が合理的な期間を定めて催告しても、市が違反を是正しないとき。

（法令等の変更等又は不可抗力による解除）

第100条. 市は、法令等の変更等又は不可抗力により、次の各号のいずれかに該当する事態に至った場合には、PFI事業者との協議の上、本契約の全部又は一部を解除するとともに、必要に応じてPFI事業者への指定管理者の指定を取り消すことができる。

- 一 PFI事業者による本事業の継続が不能又は著しく困難なとき。
- 二 PFI事業者が本事業を継続するために、市が過分の費用を要するとき。

2 市は、前項の場合において、PFI事業者と協議の上、本契約の全部を解除する代わりに、次の各号に定めるいずれかの措置をとることができる。

- 一 市は、出資者をして、PFI 事業者の全株式（潜在株式を含む。）を、当該時点において市が承諾する第三者（PFI 事業者に融資する者が選定し、市が承諾した第三者を含む。）に譲渡させる。
- 二 市は、PFI 事業者をして、本事業に係る PFI 事業者の本契約上の地位を、当該時点において市が選定した第三者（PFI 事業者に融資する者が選定し、市が承諾した第三者を含む。）に譲渡させる。この場合、市は、必要に応じて PFI 事業者への指定管理者の指定を取り消すことができる。

第 2 節 新体育館の引渡し前における契約解除の効力

（PFI 事業者の帰責事由による契約解除の効力）

第 101 条. 市は、本契約の締結日から新体育館の引渡しまでの間に、第 97 条第 1 項各号又は同条第 2 号各号のいずれかにより本契約の全部又は一部を解除する場合には、次の各号に掲げる措置をとる。

- 一 市は、PFI 事業者に対して本契約の全部又は一部を解除する旨を通知し、本契約の全部又は一部を解除する。
 - 二 市は、建設中の新体育館（設備及び什器、備品等を含む。以下この章において同じ。）の出来形部分並びに関連する設計業務及び工事監理業務の成果を検査し、当該検査に合格した部分について PFI 事業者より引渡しを受け、市及び県はその所有権を取得し、及び保持する。
 - 三 市は、市及び県において前号の所有権を保持した上で、当該出来形部分に相応する代金（これに係る消費税等を含む。）及びこれに係る再計算の利息に相当する金額を、市の選択に基づき次のいずれかの方法により支払う。
 - ア 解除の日の 90 日後の日までに一括して支払う。
 - イ 当初定められた体育施設整備費の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割して支払う。
 - 四 市は、市民体育館が解体中である場合には、当該解体業務の成果を検査し、当該成果に相応する代金（これに係る消費税等を含む。）を前号に定める期日までに支払う。
- 2 PFI 事業者は、前項の場合において、体育施設整備費の合計額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として、市から契約解除の通知を受けた後直ちに市へ支払わなければならない。
- 3 市は、前項の場合において、第 12 条第 1 項第 1 号の契約保証金又はこれに代わる担保を違約金に充当することができる。なお、PFI 事業者が履行保証保険契約を締結している場合には、当該保険金請求権に設定した質権を実行することができる。
- 4 市は、第 2 項に定める違約金の額を超過する損害を被った場合には、当該損害の超過額を PFI 事業者に請求することができる。

（市の任意又は帰責事由による契約解除の効力）

第 102 条. PFI 事業者が、本契約の締結日から新体育館の引渡しまでの間に、第 99 条により本契約を解除する場合には、市に対して本契約を解除する旨を通知し、本契約を解除する。

- 2 市は、本契約の締結日から新体育館の引渡しまでの間に第 98 条又は第 99 条により市又は PFI 事業者が本契約を解除した場合において、次の各号に掲げる措置をとる。
 - 一 市は、建設中の新体育館の出来形部分並びに関連する設計業務及び工事監理業務の成果を検査し、当該検査に合格した部分について PFI 事業者より引渡しを受け、市及び県はその所有権を取得し、及び保持する。
 - 二 市は、市及び県において前号の所有権を保持した上で、当該出来形部分に相応する代金（これに係る消費税等を含む。）及びこれに係る再計算の利息に相当する金額を、市の選択に基づき次のいずれかの方法により支払う。
 - ア 解除の日の 90 日後の日までに一括して支払う。

イ 当初定められた体育施設整備費の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割して支払う。

三 市は、市民体育館が解体中である場合には、当該解体業務の成果を検査し、当該成果に相応する代金（これに係る消費税等を含む。）を前号に定める期日までに支払う。

3 市は、前項に定める本契約の解除に関して PFI 事業者が発生する合理的な増加費用を負担するものとし、市は、PFI 事業者と協議の上、当該合理的な増加費用の金額及び支払方法を定める。

（法令等の変更等又は不可抗力等による契約解除の効力）

第 103 条. 市は、本契約の締結日から新体育館の引渡しまでの間に、第 100 条第 1 項により本契約の全部又は一部を解除する場合には、次の各号に掲げる措置をとる。

一 市は、PFI 事業者に対して本契約の全部又は一部を解除する旨を通知し、本契約の全部又は一部を解除する。

二 市は、建設中の新体育館の出来形部分並びに関連する設計業務及び工事監理業務の成果を検査し、当該検査に合格した部分について PFI 事業者より引渡しを受け、市及び県はその所有権を全て取得し、及び保持する。

三 市は、市及び県において前号の所有権を保持した上で、当該出来形部分に相応する代金（これに係る消費税等を含む。）及びこれに係る再計算の利息に相当する金額を、市の選択に基づき次のいずれかの方法により支払う。

ア 解除の日の 90 日後の日までに一括して支払う。

イ 当初定められた体育施設整備費の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割して支払う。

四 市は、市民体育館が解体中である場合には、当該解体業務の成果を検査し、当該成果に相応する代金（これに係る消費税等を含む。）を前号に定める期日までに支払う。

2 前項に定めるもののほか、第 100 条第 1 項による本契約の解除に関して PFI 事業者が発生する合理的な増加費用の負担に関しては、第 33 条第 4 項又は第 34 条第 3 項がそれぞれ適用されるものとし、市は、PFI 事業者と協議の上、その支払方法を定める。

第 3 節 新体育館の引渡し後における契約解除の効力

（PFI 事業者の帰責事由による契約解除の効力）

第 104 条. 市は、新体育館の引渡し後において、第 97 条第 1 項各号又は同条第 2 号各号のいずれかにより本契約の全部又は一部を解除する場合には、次の各号に掲げる措置をとる。

一 市は、PFI 事業者に対して本契約の全部又は一部を解除する旨を通知し、本契約の全部又は一部を解除する。

二 市は、市及び県において新体育館の所有権を保持した上で、契約解除通知日における体育施設整備費の残額、これに係る直前の支払日から契約解除通知日までに生じた割賦手数料及び当該施設整備費の残額に係る再計算の利息に相当する金額を、市の選択に基づき次のいずれかの方法により支払う。

ア 市が定めた期日（ただし、令和 24 年 3 月 31 日を超えない。）までに一括して支払う。

イ 当初定められた体育施設整備費の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割して支払う。

三 市は、契約解除通知日における履行済みの維持管理業務及び運営業務に係る維持管理・運営費の未払額に相当する金額を、契約解除通知日から最初に到来する当初定められたスケジュールに基づく支払日に支払う。

四 PFI 事業者は、当該年度の維持管理・運営費の合計額の 10 分の 1 に相当する額を違

- 約金として、市から契約解除の通知を受けた後直ちに市へ支払わなければならない。
- 2 市は、前項に定める違約金の額を超過する損害を被った場合には、当該損害の超過額を PFI 事業者に請求することができる。

(市の任意又は帰責事由による契約解除の効力)

- 第 105 条. PFI 事業者は、新体育館の引渡し後において、第 99 条により本契約を解除する場合には、市に対して本契約を解除する旨を通知し、本契約を解除する。
- 2 市は、新体育館の引渡し後において第 98 条又は第 99 条により市又は PFI 事業者が本契約を解除した場合において、次の各号に掲げる措置をとる。
- 一 市は、市及び県において新体育館の所有権を保持した上で、契約解除通知日における体育施設整備費の残額、これに係る直前の支払日から契約解除通知日までに生じた割賦手数料及び当該施設整備費の残額に係る再計算の利息に相当する金額を、市の選択に基づき次のいずれかの方法により支払う。
 - ア 市が定めた期日（ただし、令和 24 年 3 月 31 日を超えない。）までに一括して支払う。
 - イ 当初定められた体育施設整備費の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割して支払う。
 - 二 市は、契約解除通知日における履行済みの維持管理業務及び運営業務に係る維持管理・運営費の未払額に相当する金額を、契約解除遡及日から最初に到来する当初定められたスケジュールに基づく支払日に支払う。
 - 三 市は、設計業務及び工事監理業務の成果を検査し、当該検査に合格した部分について PFI 事業者より引渡しを受け、市及び県は、その所有権を取得し、及び保持する。
- 3 市は、第 1 項に定める本契約の解除に関して PFI 事業者に発生する合理的な増加費用を負担するものとし、市は、PFI 事業者と協議の上、当該合理的な増加費用の金額及び支払方法を定める。

(法令等の変更等又は不可抗力等による契約解除の効力)

- 第 106 条. 市は、新体育館の引渡し後において、第 100 条第 1 項により本契約の全部又は一部を解除する場合には、次の各号に掲げる措置をとる。
- 一 市は、PFI 事業者に対して本契約の全部又は一部を解除する旨を通知し、本契約の全部又は一部を解除する。
 - 二 市は、市及び県において新体育館の所有権を保持した上で、契約解除通知日における体育施設整備費の残額、これに係る直前の支払日から契約解除通知日までに生じた割賦手数料及び当該施設整備費の残額に係る再計算の利息に相当する金額を、市の選択に基づき次のいずれかの方法により支払う。
 - ア 市が定めた期日（ただし、令和 24 年 3 月 31 日を超えない。）までに一括して支払う。
 - イ 当初定められた施設整備費の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割して支払う。
 - 三 市は、契約解除通知日における履行済みの維持管理業務及び運営業務に係る維持管理・運営費の未払額に相当する金額を、契約解除通知日から最初に到来する当初定められたスケジュールに基づく支払日に支払う。
 - 四 第 100 条第 1 項による本契約の解除に関して PFI 事業者に発生する合理的な増加費用の負担に関しては、第 33 条第 4 項又は第 34 条第 3 項がそれぞれ適用されるものとし、市は、PFI 事業者と協議の上、その支払方法を定める。

6 契約金額

10,480,257,102 円（うち消費税及び地方消費税 931,386,695 円）

7 契約終了時の措置に関する事項

本事項に関する主な事業契約の内容は、事業契約書における以下の条項のとおりである。

第9章 本契約の解除及び終了に関する事項

第4節 本契約の終了

(期間満了による終了)

第107条. 本契約は、本契約において別途規定されている場合を除き、令和24年3月31日をもって終了する。

2 市は、前項に定める終了日の1年前に、新体育館が要求水準書及び提案審査書類で定める水準を満たしていることを確認するための協議を開始する。

(契約終了時の事務)

第108条. 市は、理由のいかんを問わず本契約が終了したときは、本契約の終了した日から10日以内に、事業用地又は本施設等の現況を確認することができる。この場合において、事業用地又は本施設等にPFI事業者の責めに帰すべき事由による損傷等が認められたときは、市は、PFI事業者に対してその修補を請求することができる。

2 PFI事業者は、前項の請求を受けた場合は、自らの費用と責任において速やかに修補を行うとともに、当該修補の完了後に速やかにその旨を市に通知しなければならない。この場合において、市は、当該通知を受領した日から10日以内に、修補の完了の検査を行う。

3 PFI事業者は、理由のいかんを問わず本契約が終了したときは、事業用地又は本施設等に、PFI事業者又は構成員が所有し、又は管理する材料、器具、仮設物その他の物件等がある場合には、当該物件等を直ちに撤去するとともに原状回復を行い、市の確認を受けなければならない。

4 市は、前項の場合において、PFI事業者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件等の撤去をせず、又は原状回復を行わないときは、PFI事業者に代わって当該物件等の処分又は原状回復を行うことができる。この場合において、PFI事業者は、市の処分又は原状回復について異議を申し出ることはできず、市の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

5 PFI事業者は、理由のいかんを問わず本契約が終了した場合には、市又は市の指示する者に、本契約の終了に係る運営等業務の必要な引継ぎを合理的な範囲で行わなければならない。

6 本契約終了時の手続に関する諸費用及びPFI事業者の清算に必要な費用等は、第98条、第99条又は第100条に係る本契約終了の場合を除き、全てPFI事業者が負担する。第98条又は第99条に係る本契約終了の場合には当該費用等は市が負担し、第100条に係る本契約終了の場合の当該費用等の負担はその事由に応じて第33条第4項又は第34条第3項の規定に従うものとする。

7 PFI事業者は、本契約終了後も、この条に規定する事務及び本契約に定めるPFI事業者の債務の履行が終了するまでは、解散してはならず、存続しなければならない。

(保全義務)

第109条. PFI事業者は、本契約解除の通知の日から第101条第1項第二号、第102条第2項第一号及び第103条第1項第二号による引渡し又は前条第5項による運営等業務の引継ぎ完了のときまで、新体育館及び維持管理業務の対象施設について必要な維持保全に努めなければならない。

(関係資料等の返還)

第110条. PFI事業者は、理由のいかんを問わず本契約が終了したときに、関係資料又は貸与図面等の貸与を受けている場合は、当該関係資料又は貸与図面等を市に返還しなければ

ならない。

- 2 PFI 事業者は、前項の場合において、関係資料又は貸与図面等が PFI 事業者の故意又は過失により滅失し又は毀損している場合には、代品を納め、若しくは原状に回復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

(関係書類の引渡し等)

第 111 条. PFI 事業者は、理由のいかんを問わず本契約が終了したときは、設計図書その他本事業に関し PFI 事業者が作成した一切の書類のうち、市が合理的に要求するものを、市に対して引き渡す。

- 2 市は、前項により PFI 事業者から引渡しを受けた設計図書その他の書類について、本契約の存続の有無にかかわらず利用する権利及び権限を有する。